

水道

下水道使用料が変わります

☎ 水道課 下水道管理係 ☎476-1111 (194・195)

大崎町公共下水道事業 下水道使用料の改定についてお知らせします

■ 改定の理由

公共下水道事業による汚水処理費については、原則は私費（下水道使用料）で負担することとされており、総務省公費負担基準に基づく適正な使用料が150円/㎡と定められております。
(総務省基準20㎡=3,000円、本町は20㎡=1,940円)

本町の下水道使用料は、平成15年3月の供用開始以降一度も見直しが行われておりませんでした。公営企業の経営は、使用料収入をもって経営を行う独立採算制を基本原則としつつ、将来にわたり、住民生活に身近な社会資本の整備、必要な住民サービスの提供など、その本来の目的である福祉を増進していくことが必要ですが、人口減少などに伴う使用料収入の減少や施設の老朽化に伴う更新需要の増大など公営企業を取り巻く経営環境は厳しさを増しつつあります。

平成25年度時点において公共下水道事業計画における汚水処理人口普及目標は概ね達しており、以降の新規接続も緩やかな増加となっております。また、汚水処理人口の早期普及を促進するために使用料単価は当初のまま据え置かれておりましたが、今後は受益者負担（下水道使用料等）による公共下水道事業の経営継続をすすめていく必要があります。

■ 施行期日：令和3年1月1日（令和3年1月1日以前の使用水量は旧使用料で計算）

下水道使用料の比較表（1㎡=1立方メートル）

用途区分	使用料区分	排除汚水物	新使用料	旧使用料 (改定前)
一般汚水	基本使用料 (1箇月当)	5㎡まで	750円 (+300円/月)	450円
	従量使用料 (1㎡当)	5㎡超え 40㎡まで	150円 (+60円/㎡)	90円
		41㎡超え 60㎡まで	150円 (+40円/㎡)	110円
		61㎡超え	150円 (+30円/㎡)	120円

■ 使用料単価を段階的に値上げします（激変緩和措置）

令和3年1月1日以降の使用水量検針からとする。

- 令和3年度の単価は、1㎡×120円に消費税を加算（10円未満切捨て）
- 令和4年度の単価は、1㎡×130円に消費税を加算（10円未満切捨て）
- 令和5年度の単価は、1㎡×140円に消費税を加算（10円未満切捨て）
- 令和6年度以降は、全て新使用料（150円）を適用されます。

■ 標準的な下水道使用料の比較例（使用水量30㎡ / 2箇月分）10㎡は基本使用料内

- 旧使用料（基本使用料450円×2箇月）+従量使用料90円×20㎡+消費税10%=2,970円
- 新使用料（基本使用料750円×2箇月）+従量使用料150円×20㎡+消費税10%=4,950円